2018年度「人材発掘」入試
法学既修者認定試験

民 事 訴 訟 法

（問　題）

注　意　事　項

１．問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
２．問題は２頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
３．下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
４．ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
５．貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
６．試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確にていねいに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
７．試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
８．試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
９．いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10．解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

解答は『解答用紙（Ｆ）』を使用してください

問題（60 点）

Ｘは、Ｙに対し、貸金返還を求める訴えを提起し、口頭弁論期日において、「平成 28 年５月 12 日、Ｙの自動車購入資金を必要としていたことから、同人に対して 300 万円を貸し付け、その際弁済期を同年 11 月末日とする旨合意したが、弁済期が到来しても支払いがない。」と主張した。これに対し、Ｙは、口頭弁論期日において、「当時自動車購入資金を必要としていたことは認めるが、Ｘから 300 万円を借り受けたことはなく、弁済期の合意も当然していない。」と主張した。審理の結果、裁判所は、「①Ｙは、自動車購入資金としてではなく、Ａに対する負債の支払いに充てる目的で、平成 28 年５月 12 日に 300 万円をＸから借り受けたことが認められる、②平成 28 年 10 月 15 日、Ｘは、Ｙに対し、上記貸金債務 300 万円全額について返済を免除するとの意思表示をした。」と認定して、Ｘの請求を棄却する判決をした。

このような裁判所の判決は適切か、上記①及び②の部分に含まれる訴訟法上の問題点をそれぞれ指摘して論ぜよ。

〔以下余白〕